



診療報酬改定と 看護職員への影響

常任理事
医療関連事業部長
三宅直樹

今回の改定で入院基本料算定の要件に組み入れられた院内感染防止対策、医療安全対策、褥瘡対策の整備条件に関しては看護職員は専任とされているので影響は生じない。問題は看護要員の配置基準の変更である。すなわち従前は平均入院患者数から算出した必要看護要員数を満たす人員の常勤看護要員を確保することを求められた。看護要員の配置数に応じて診療報酬のランク差を付け最低基準を設け、配置数の密度に応じて加算などで評価することで看護配置面から公平性をもたせていた。また、看護の質が低下しない配置数を確保しても経営が成り立つ診療報酬を設定してきた。さらに、2次医療圏単位で基準病床数が設定されているので病床対看護職員数比率から必要看護職数の算定が行える。これは看護職員需給の見通しが容易であることを意味する。これら供給者ベースでの看護配置が、今回は患者ニーズベースに変更されたため需給見通しは簡単には割り出せなくなった。

新基準では、基準を満たす看護配置密度の勤務態勢を整えることが求められ、当該勤務態勢を整えるために何人の看護要員を確保するかについては各病院の裁量に委ねられた。もちろん、最低必要数は確保されていなければならない。看護配置密度に基づく考え方に変更されたので、夜間勤務等看護加算によって評価されていた看護体制も包括した看護配置が求められ、1日看護配置数が満たされていれば各勤務帯の看護要員数を一定範囲で傾斜配置できることとなった。厚生労働省は、従前の2対1は新基準の10対1に相当すると説明しているがすべてが移行できるとは限らず、1人の看護職員の月間勤務回数から考える配置、病棟夜体制と平均夜勤時間数から考える配置、1人の看護職員の月間実労働時間数から考える配置など工夫が必要となる。道内の一般病棟において18年3月末まで夜勤加算を請求していた医療機関は249機関で内訳は表1のとおりである。夜勤加算を請求できなかった医療機関は看護要員の増員が必要となると考えられる。

今回の改定の病棟区分別入院基本料基準一覧を表2に示す。入院基本料の正看比率については従来20%以上であった最低基準が40%以上または70%以上に引き上げられた（療養病棟は従来どおり20%以上）。また、特別入院

表1

平成18年3月末まで夜勤加算を
請求していた一般病棟（249医療機関）

夜勤勤務等看護加算	1	64病棟
”	2	285 ”
”	3	361 ”
”	4	89 ”
”	5	62 ”
	計	861病棟

表2

病棟区別入院基本料基準一覧

区分	基準	一般病棟	療養病棟	結核病棟	精神病棟	障害者施設		
7：1入院基本料 (1.4：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数	7：1以上 70%以上 19日以内		7：1以上 70%以上 25日以内				
10：1入院基本料 (2：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数	10：1以上 70%以上 21日以内		10：1以上 70%以上 25日以内	10：1以上 70%以上 25日以内	10：1以上 70%以上 —		
13：1入院基本料 (2.6：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数	13：1以上 70%以上 24日以内		13：1以上 70%以上 28日以内		13：1以上 70%以上 —		
15：1入院基本料 (3：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数	15：1以上 40%以上 60日以内		15：1以上 40%以上 —	15：1以上 40%以上 —	15：1以上 40%以上 —		
18：1入院基本料 (3.6：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数			18：1以上 40%以上 —	18：1以上 40%以上 —			
20：1入院基本料 (4：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数			20：1以上 40%以上 —	20：1以上 40%以上 —			
療養病棟入院基本料1 (看5：1・補4：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数			看25：1以上・補20：1以上 20%以上 —				
療養病棟入院基本料2 (看5：1・補5：1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数			看25：1以上・補25：1以上 20%以上 —				
特別入院基本料 (特別1相当)	看護配置 看護師比率 在院日数			15：1未満 40%未満 —	看25：1以上・補25：1以上 20%未満 —			
特別入院基本料 (特別2相当)	看護配置 看護師比率 在院日数				上記以外		20：1未満 40%未満 —	20：1未満 40%未満 —

※療養病棟については2006年6月30日までの基準である。

基本料算定病棟の看護師配置については従前の「各病棟に看護師1名以上を配置することが望ましい」から「看護要員数の2割とすることが望ましい」にされた。新基準を取るにあたって平均在院日数が短縮された。従って、夜勤体制、看護比率、在院日数すべてをクリアしなければ診療報酬はダウンとなる。さらに、13対1以上でなければ経営は苦しくなる（15対1で954点、特別入院Ⅰでは575点である）。各医療機関がレベルアップを図るのは当然といえる。大規模病院は7対1を取得しようと努力し看護師の募集を大々的に行い、それに伴い中小規模病院の看護師が転職するいわゆる引き抜きが表面化しているところもあるといわれている。看護要員、特に看護師の確保が困難な医療機関は淘汰される時代が目前に迫っているといえよう。北海道での一般

病棟入院基本料の算定状況は表3のとおりである。特別入院基本料が15対1の基準を取らざるを得なかった医療機関の今後の対応については医師会としても取り組まねばならない多くの課題を含んでいると考えられる。

表4に北海道の看護職員受給見通しを示すが、平成17年度に行われた調査であり、今回の看護配置基準変更は全く考慮されていないため、向後の需給見通しの参考としては価値が下がったと考えられる。種々の要件により今後の不足数は今調査を上回ると考えられる。

今回は看護職員の大多数を占める病院について考察したが有床診療所については紙数の関係で言及しなかった。療養病床については基本的な問題点を考察し、今回の改訂を白紙へ戻す働きかけが必要と考える。

表3

一般病棟入院基本料算定病院の区分別件数（平成18年7月1日）

3次医療圏	7対1	10対1	13対1	15対1	特別入院基本料
道南	1	11	2	17	11
道央	27	81	43	43	26
道北	2	14	9	12	15
オホーツク	3	5	2	13	8
十勝	1	8	4	8	4
釧路・根室	0	8	5	4	2
計	34	127	65	97	66

表4

看護職員需給見通し (平成17年 北海道調査)

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
需 要 数	①病 院	人 1,079 51,064	人 1,100 53,279	人 1,121 55,519	人 1,142 57,763	人 1,163 59,990	
	②診 療 所	295 13,838	332 13,678	371 13,535	413 13,405	459 13,290	
	i) 有床診療所	287 5,511	322 5,230	359 4,965	399 4,716	443 4,477	
	ii) 無床診療所	8 8,327	10 8,448	12 8,570	14 8,689	16 8,813	
	③助 産 所	54 54	54 54	54 54	54 54	54 54	
	④介護保険関係	9,903	9,998	10,106	10,234	10,371	
	i) 介護療養型医療施設	3,914	3,804	3,693	3,592	3,494	
	ii) 介護老人保健施設	1,913	1,943	1,989	2,037	2,085	
	iii) 訪問看護ステーション	1,519	1,599	1,678	1,759	1,846	
	iv) 介護老人福祉施設	1,261	1,294	1,330	1,367	1,406	
	v) 居宅サービス	1,296	1,358	1,416	1,479	1,540	
	⑤社会福祉施設 (④を除く)	587	612	640	663	691	
	⑥保健所・市町村	22 1,982	22 1,981	22 1,983	22 1,979	22 1,976	
	⑦教 育 機 関	113 958	113 974	113 958	113 958	113 958	
	⑧事業所、学校、その他	2 91	2 97	2 102	2 108	2 113	
	⑨需 要 数 合 計	1,565 78,477	1,623 80,673	1,683 82,897	1,746 85,164	1,813 87,443	
	供 給 数	⑩年当初就業者数	1,454 71,455	1,512 74,223	1,575 77,047	1,623 79,881	1,672 82,718
		⑪新卒就業者数	108 2,542	108 2,556	93 2,529	93 2,495	93 2,583
		⑫再 就 業 者 数	21 5,014	24 5,241	27 5,468	30 5,695	33 5,922
⑬退職等による減少数		△71 △4,788	△69 △4,973	△72 △5,163	△74 △5,353	△76 △5,543	
⑭供給数合計 (⑩+⑪+⑫-⑬)		1,512 74,223	1,575 77,047	1,623 79,881	1,672 82,718	1,722 85,680	
⑮差 引 計 (⑨-⑭)	53 4,254	48 3,626	60 3,016	74 2,446	91 1,763		

上段は助産婦 (再掲)